# 入 札 説 明 書

1．公告日：令和3年12月13日

 2 .契約担当窓口:事業実施主体　島根県松江市東出雲町錦浜５８３番地41中浦食品株式会社

代表取締役社長鷦鷯順

TEL 0852-53-0844 FAX 0852-53-0843

3、参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、入札公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり参加資格申請書を提出し、前項の契約担当窓口から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、本競争入札に参加できないものとする。

## ( 1 )提出期間:令和3年1 2月13日(月)から令和3年12月28日(火)まで

( 2 )提出場所: 2 .に同じ

( 3 )提出方法:申請書の提出は、2 .に持参か簡易書留又はレターパックで郵送すること。

(令和3年12月28日1 7時必着)

( 4 )参加資格確認通知

令和3年12月28日(火)までに、書面( F A x送信等)をもって通知する

( 5 )申請書の作成

申請書は、入札公告に沿って別紙様式1により作成すること

ア.予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ.建設業法第3条第1項の規定により、建築工事業について一般建設業の許可を有するものであること

ウ.過去5年間に国や県又は市の補助事業による施設整備の施工実績があること。

(新設及び改造工事の実績)

### ( 6 )その他

ア.申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする

イ.契約担当窓口は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない

ウ.提出された申請書及び資料は返却しない

工.提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない

1. .入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格が無いと認められた者は、契約担当窓口に対して参加資格が無いと認めた理由について、次のとおり書面(様式は自由)により説明を求めることができる

( 1 )提出期限:令和3年12月28日(火)午後5時まで

( 2 )提出場所: 2 .に同じ

( 3 )提出方法:書面は、電送(FAX送信)によるものとする

( 4 )契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和3年12月28日(木)までに説明を求めた者に対し書面(FAX送信)をもって回答する。

1. .現場説明会

執り行わない。要望がある場合は個別対応とする。

1. .入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

( 1 )受領期間:令和3年1 2月28日(火)午後5時まで

( 2 )提出方法:書面( F A X送信)をもって、提出する

( 3 )質問に対する回答

令和3年12月28日(月)正午12時までに、書面( F A x送信)をもって回答する。

7、入札方法等

( 1 )入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

人札者は下記の場所まで入札書及び添付資料を持参か簡易書留又はレターパックで郵送することすること。

ア.日時:令和3年1月20日(月)午前11時必着

イ.場所:〒699-0109島根県松江市東出雲町錦浜583番地41

中浦食品株式会社

( 2 )入札書の様式:別紙様式5のとおりとし、

ア.物品購入・設置費用人札金額(消費税及び地方消費税を含まない)

イ.法人名・代表者・法人印

ウ.入札年月日を記入する。

( 3 )入札書の添付資料

人札書の提出に併せて仕様書、カタログ等を提出すること

( 4 )人札保証金:入札保証金の納付は必要ない

( 5 )入札の無効

次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。

ア.入札参加資格の無い者

イ.人札に必要な事項を記入しない者ウ.同時に2つ以上の人札書を提出した者工.入札書の提出日時までに提出が無かった者

オ.提出された仕様書・カタログが事情目的と著しく異なるものであると認めた場合

( 6 )落札者の決定方法

ア.予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

イ.予定価格に達しない場合は最低入札者と協議し落札候補者とする。

ウ.落札候補者を定め、入札終了後速やかに入札書・仕様書・カタログ・設置費用内訳書の審査を行い、審査結果が有効であれば落札候補者を落札者と決定する。無効となった場合は、次順位の入札書・仕様書・カタログ・設置費内訳書の審査を行う。

工.落札者を決定した場合は、落札者にその旨を連絡するとともに、入札結果等に関する書類を閲覧に供する。

1. .物品購入契約の締結

本入札によって決定した入札額に、当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額 ( 10 %を加算した場合、1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額)をもって、次のとおり事業取組主体と契約を締結する。

1. .支払い条件

### 契約締結後、翌月１０日支払